

令和3年度 新たな日常での文化芸術活動支援事業 募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症により、文化芸術活動の中止・延期を余儀なくされていた県内の文化芸術活動団体等が、活動を再開及び継続できるよう、また、県民の皆さんが安心してこれらの活動に参加できるよう、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施する文化芸術活動を支援します。

2 対象となる事業

県内の文化芸術活動団体等が、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施する、以下の文化芸術活動で、広く県民の皆さんが鑑賞または参加できるもの。

【文化芸術分野】 音楽、演劇、舞踊、美術、伝統芸能など文化芸術活動全般

(1) 対象となる事業の内容

① 公演等開催支援

文化芸術活動のうち、集客を伴う活動（映像配信含む）

【活動例】

- ・ コンサートや演劇等の公演
- ・ 絵画や書道、陶芸等の展示会（ただし、販売を目的としたものは対象外）
- ・ 文化芸術の体験等のワークショップ
- ・ 地域行事での伝統芸能の披露 など

② 映像配信支援

文化芸術活動のうち、無観客で実施する活動の映像作品を制作し、広く配信するもの

【映像作品の例】

- ・ コンサートや演劇等の公演（無観客収録に限る）の収録映像
- ・ 伝統芸能（県内各地域の無形文化財等）の紹介映像
- ・ 団体主催のコンテスト等の入賞作品（美術・演奏など）の紹介映像
- ・ 県内出身者が制作した芸術作品の紹介映像 など

<映像作品及び配信の要件>

- ・ 映像作品は、オリジナル作品であること。
- ・ 映像作品は、それ自体で完結した内容とし、字幕を使うなど分かりやすい構成・編集とすること。また、収録時間は概ね30～60分程度を目安とすること。
- ・ 映像作品内及び映像配信に当たっては、広告の掲載を行わないこと。
- ・ 映像の配信は、動画共有サービスYouTube等に掲載し、視聴者が無料で鑑賞できるものとする。

- ・ 映像の配信は、2月28日までに行うこと。また、少なくとも配信後1年間は掲載を継続すること。

※ リアルタイムでの配信の際も、上記事項を遵守すること。

※ 映像作品はすべて、県のホームページで紹介（リンク）します。

(2) 留意点等

- ① 国（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室事務連絡）や業種別ガイドラインに基づき、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。
- ② 著作権法等の関係法令等を遵守すること。
- ③ 集客を伴う活動を映像配信する場合は、(1)の①「公演等開催支援」の対象事業となります（①「公演等開催支援」と②「映像配信支援」の併用は不可）。
- ④ ホームページやSNS等を通じて、イベント等のPR・情報発信に努めてください。

(3) 本事業の対象とならないもの

- ① 宗教的、政治的、商業的宣伝意図のあるもの
- ② 営利、チャリティを主たる目的とするもの
- ③ 暴力団及びこれに準ずる団体が関わっていると認められるもの
- ④ 国又は県の補助金を受けているもの
(補助金が、国・県の委託や補助等を受けて他団体から交付されているものである場合、国又は県の補助金と同等とみなし、対象外となります)
- ⑤ もっぱら、県民でない者による公演や県民でない者の作品の展示等を行うもの
- ⑥ 不特定多数の者を鑑賞対象としていないもの

3 応募できる団体

助成の対象者は、原則として次に掲げる全ての要件を満たす団体又は知事が本県の文化芸術活動の振興に寄与すると特に認める団体です。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
(例) 文化芸術団体、文化協会、NPO法人、企業、任意団体等
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) 所定の期間内に事業が完遂できると認められること。

1 国や地方公共団体等は対象外となります。(応募事業の実施が、県又は各市町村の指定管理業務等の委託内容に含まれている場合は、県又は各市町村等が行う事業と同等とみなし、対象外となります。)

2 上記に掲げる団体が実行委員会をつくり、申し込むこともできます。(中核団体(中心になって活動する団体)でなければ市町村もメンバーに入ることは可能です。)

4 募集団体数

50団体程度

※応募は、1団体につき1事業(1回限り)です。

5 助成額

(1) 公演等開催支援

助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数切捨）で、50万円を上限とします。

(2) 映像配信支援

助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数切捨）で、30万円を上限とします。

※ 助成額は、申請額より減額される場合があります。

6 助成対象となる経費

対象事業を実施するために直接必要となる経費

※ 領収書、明細書等がないものは、経費として認められません。

○ 助成対象経費

項目	内容
報償費	講師等謝金, 出演料, 指導料 等
旅 費	交通費, 宿泊費, 公演等当日の駐車場代, レンタカー料金 等
需用費	印刷費, 消耗品費, ポスター及びパンフレット作成費, 材料費 等
役務費	設営費, 通信運搬費, 手数料, 制作費, 運搬設置料, 記録費, 宣伝費, 保険料, 調律費 等
使用料・ 賃借料等	会場使用料, ピアノ借用料, 音響設備等使用料, 舞台付帯設備使用料, 著作権使用料, 撮影機材賃借料 等
賃 金	アルバイト整理員賃金 等
委託料	撮影・映像編集・配信等に係る委託料
その他	前各号に掲げるもののほか, その他知事が特に必要と認める経費

○ 助成対象外経費

◆ 事務運営管理に関する経費

事務所の光熱水費, 電話代, 交際費, ホームページ作成及び運営費, 事務所維持人件費 など

◆ 備品類等の購入経費

楽器・楽譜, 美術品, 事務機器, 什器の購入経費 など

◆ 社会通念上, 公金で賄うことがふさわしくない経費

飲食費, 交際費・接待費, レセプション・打ち上げ等のパーティー経費 など

◆ その他の経費

記念品代, 個人への支給品代, 出演者への花束代, 主催者が管理する会場や道具類の使用料またはそれに類する経費, 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金, グリーン料金） など

- 1 これらの経費の取扱いは、委託した場合についても同様です。
- 2 以上に記載されていない経費については、担当課（観光・文化スポーツ部文化振興課文化企画係）にお問い合わせください。

7 補助対象となる期間

助成金の交付決定日から令和4年2月28日（月）までの期間とします。

※ 交付決定前の当該事業に係る経費（令和3年4月以降の支払い）について、必要と認められる場合は、助成対象とすることができます。

※ 助成対象経費の支払いは、期間中に完了させる必要があります。

8 募集期間と応募方法

（1）募集期間

令和3年4月9日（金）～5月31日（月）午後5時必着

（2）応募方法

郵送のみ（新型コロナウイルス感染症拡大防止に御協力ください）

※ 可能な団体は、上記に加え、下記（3）の①から③を電子メールで提出してください。

（3）応募書類

応募書類は、別紙「記載要領」及び「記載例」を十分確認の上、作成してください。

① 第1号様式 令和3年度新たな日常での文化芸術活動支援事業応募書

② 第1号様式別紙1 事業計画書

③ 第1号様式別紙2 収支予算書

④ 添付書類

ア 団体の定款・規約（A4版とします。書式は自由です。）

イ これまでの活動内容が分かる書類（実績報告書、パンフレット、チラシ、写真等）

※ ①から③の様式は、県HPの文化芸術振興のページにも掲載していますので御利用ください。

ホーム>教育・文化・交流>文化・芸術>文化芸術振興>令和3年度新たな日常での文化芸術活動支援事業の助成団体を募集します

※ 提出していただいた書類はお返しいたしませんので御了承ください。

（4）応募先

鹿児島県 観光・文化スポーツ部 文化振興課 文化企画係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL : 099-286-2537

E-mail : cpdbk@pref.kagoshima.lg.jp

9 審査・選考方法

助成対象団体は、応募書類を基に、県による審査を踏まえ、選考・決定いたします。

10 審査基準

(1) 事業の目的

- ・ 事業の目的が明確で、鹿児島が持つ多様な文化芸術を更に充実・発展させることにつながることを期待できるものであるか。

(2) 事業の内容

- ・ 文化芸術活動の継続や人材育成に資するものとなっているか。

(3) 事業の実現性

- ・ 事業内容や実施体制は、具体的で実現可能な事業であるか。

(4) 収支計画の妥当性

- ・ 収支計画は、事業内容に見合っており、助成金が有効に活用されるものとなっているか。

(5) 公益性

- ・ 受益者が特定の者に限定されず、広く県民が鑑賞、参加等のできるものであるか。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 国や業種別のガイドラインに沿った適切な感染防止対策が講じられているか。(主催者側・来場者側)

11 選考結果と助成金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての団体に対し、文書にてお知らせいたします。

採択結果は、県のホームページにて公表します。

(2) 助成金の交付申請

選考の結果、採択された団体には、所定の「助成金交付申請書類」を提出していただきます。(「新たな日常での文化芸術活動支援事業助成金交付要綱」(以下「助成金交付要綱」)によること)

(3) 助成金の交付

助成金の交付には、以下①、②の方法があります。

① 精算払

事業完了後に実績報告を受けて精算する方法。

② 概算払

事業前に概算払(5割以内)で支払い、事業完了後、団体からの実績報告を受けて精算する方法。

※ 最終的な額が確定した段階で、領収書等により支払いを確認できなかった場合など助成対象経費が減少したときは、助成金を一部返還していただくことがあります。

12 報告等について

対象となる事業が完了してから15日以内又は令和4年3月1日（火）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。（①及び②は「助成金交付要綱」に定める様式によること）

- ① 事業実績書
- ② 収支決算書
- ③ 対象経費の支出を証する帳簿等（領収書等）の写し
- ④ 事業に関連する写真，チラシ・ポスター等の資料等

13 情報公開・情報提供

事業の「公正性」，「透明性」を高めるため，応募状況，選考結果及び助成事業の実施結果等については，随時，県のホームページ等で公開いたします。

また，交付を受けた団体においても，活動状況等について，パンフレットやチラシなど積極的な情報提供をお願いいたします。

14 事業スケジュール

募集要項公表 応募用紙の配布	【 令和3年4月9日（金） 】 ○ 様式は，県のホームページからダウンロードできます ※ インターネットを利用されていない方は，御連絡ください。
募集期間 応募方法	【 令和3年4月9日（金）～5月31日（月）午後5時 必着】 ○ 応募方法：郵送
審査・選考	【 令和3年6月 】 ○ 審査・選考，選考結果通知
交付決定	【 令和3年7月 】 ○ 助成金交付申請，交付決定
補助対象期間	【 補助金の交付決定日から令和4年2月28日（月）まで】 ○ 概算払申請・助成金の交付（希望する団体） ○ 事業計画書に沿って事業実施 （必要に応じて事業変更承認申請・変更承認通知）
事業完了	○ 事業完了後15日以内又は令和4年3月1日（火）のいずれか早い日までに実績を報告 ○ 助成金の額の確定・助成金の交付

15 問合せ・応募書類提出先

鹿児島県 観光・文化スポーツ部 文化振興課 文化企画係

＜郵送先＞ 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL：099-286-2537 FAX：099-286-5537

E-mail：cpdbk@pref.kagoshima.lg.jp